

令和５年度第１２回滝沢市教育委員会議定例会議事日程

令和６年３月２５日（月）

１６時００分～１７時００分

滝沢市役所　３階　庁議室

- 日程第１　　会議録署名委員の指名について
- 日程第２　　会期の決定について
- 日程第３　　教育長事務報告
- 日程第４　　議案第１号　令和６年度滝沢市学校教育指導方針に関し議決を求めることについて
- 日程第５　　議案第２号　令和６年度滝沢市社会教育行政の方針に関し議決を求めることについて
- 日程第６　　議案第３号　令和６年度滝沢市立学校給食センター運営方針に関し議決を求めることについて
- 日程第７　　議案第４号　滝沢市文化財調査委員の任命に関し議決を求めることについて
- 日程第８　　議案第５号　滝沢市立小中学校管理運営規則の一部を改正することについて
- 日程第９　　議案第６号　滝沢市教育委員会行政組織規則の一部を改正することについて
- 日程第１０　議案第７号　滝沢市教育委員会代決専決規程の一部を改正することについて
- 日程第１１　議案第８号　教育財産の用途廃止に関し議決を求めることについて
- 日程第１２　事務報告１　滝沢市議会定例会３月会議について

教 育 長 事 務 報 告 書

令和6年3月25日

月 日	曜	事 項	場 所
2月29日	木	(株)東北銀行従業員組合図書カード贈呈式	滝沢中央小学校
〃	〃	第2回市立学校衛生委員会	庁内
3月1日	金	令和5年9月1日付採用職員条件付採用期間満了に伴う市長訓示	庁内
〃	〃	市議会3月会議(代表質問)	庁内
3月4日	月	臨時校長会議	庁内
3月10日	日	陸上自衛隊第9音楽隊定期演奏会	盛岡市「渋民文化会館」
3月11日	月	第2回文化財調査委員会議	庁内
3月12日	火	盛岡姫神リトルシニア全国選抜大会出場に係る表敬訪問	庁内
3月13日	水	市内小中学校卒業証書授与式	滝沢中学校
〃	〃	予算決算常任委員会(総括)	庁内
3月14日	木	盛岡大学・盛岡短期大学部と市との包括的連携に関する協定締結式	盛岡大学
〃	〃	Advanceスポーツ少年団全国大会出場に係る表敬訪問	庁内
3月15日	金	市内小学校卒業証書授与式	滝沢小学校
〃	〃	市特別表彰表彰式	庁内
〃	〃	第6回人事異動等調整会議	盛岡市「サンセール盛岡」
3月16日	土	主濱了氏旭日中綬章受章記念祝賀会	盛岡市 「ホテルメトロポリタン盛岡」
3月18日	月	滝沢南中学校ハンドボール部表敬訪問	庁内
3月19日	火	市議会3月会議(議案審議)	庁内
3月20日	水	市指定無形民俗文化財認定及び大沢さんさ踊り保存会20周年記念式典・祝賀会	ビッグルーフ滝沢
3月22日	金	派遣職員帰庁報告会	庁内
3月25日	月	派遣職員辞令交付式	庁内
〃	〃	教職員定期人事異動辞令交付式及び感謝状贈呈式	庁内
〃	〃	第12回教育委員会議	庁内

議案第 1 号

令和6年度滝沢市学校教育指導方針に関し議決を求めることについて

令和6年度滝沢市学校教育指導方針を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条の規定に基づき、議決を求める。

令和6年3月25日提出

滝沢市教育委員会教育長 太田厚子

理由

「生きる力」を育てる学習指導要領の趣旨を踏まえ、滝沢市の学校教育目標である「明るく かしこく たくましい子ども」の育成のため、令和6年度滝沢市学校教育指導方針を定めるものである。これが、この議案を提出する理由である。

滝沢の教育

1 めざす学校像

「正義」と「信頼」の学校

(1) 「正義」が通る学校づくり

学校生活にとって最も大事なことは、子どもたちが安心して、生き生きと生活が送られるような学校・学級づくりをすることです。そのためには、正しいことが正しいと堂々と言える正義が通る学校づくりが大切です。

学校生活において、子どもたちは人間関係を学ぶとともに、人を傷つけるような言葉を発したりすることなどから様々なトラブルが生じます。その時々には、**教員自身が正義の言葉をもってきちんと気づかせること、正義の姿勢を示すこと**が大切です。人格まで傷つけるようなことを子どもが言ったとき、絶対に許さないという毅然とした姿勢を教員が示し、子どもに気づかせることが重要です。

(2) 「信頼」される学校づくり

「正義」が通る学校の実現のためには、**教員が、児童生徒、保護者、地域から「信頼」されること**が必要であり、教員と児童生徒、教員と保護者が互いに信頼し合い、地域と一緒にって取り組むことが大切です。

保護者が学校に対して、対立の関係でなく、保護者が学校と相談する関係を築いていくこと、**子どものためにという視点で話を進め、常に一緒になって考えていくという信頼し合う関係**が築かれるような学校づくりが大切です。

2 めざす教育

滝沢市の学校教育目標は「明るく かしこく たくましい子ども」の育成です。この実現を目指し、次の3つの項目について事業を展開しております。

- 1 「確かな学力を育む教育の推進」
- 2 「豊かな人間性や社会性の育成」
- 3 「健康・安全活動の推進」

本年度、これら3つの項目について、様々な事業を展開して参ります。1「確かな学力を育む教育の推進」では、小学校・中学校へのALTの定期的訪問指導、中学校区ごとに進める滝沢市小・中**ジョイントアップ・スクール事業**、盛岡大学・岩手県立大学との連携による**ラーニング・サポーター・プロジェクト**、**特別支援教育支援員配置事業**を継続するとともに、本年度から、岩手県立大学生による「NPO 法人 IRC プロジェクト」と連携し、**小学校プログラミング教育推進事業**を実施します。また、NRT検査等の結果を生かし、「わかる授業」の実現を目指していきます。2「豊かな人間性や社会性の育成」では、**滝沢魅力学**の取組、復興教育充実の観点から滝沢市小中学校**復興教育支援事業**を実施するとともに、総合的な学習の時間推進事業、フレンド滝沢における支援を推進します。また、滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針のもとに、**滝沢市いじめ防止等対策協議会**を開催し、いじめ防止について総合的な対策を推進します。3「健康・安全活動の推進」では、関係各課と連携して通学路の安全点検、**地域ぐるみの学校安全体制整備事業**でのスクールガードによる不審者対策の活動を継続して実施します。

本市では、各校において創意工夫ある教育活動が進められていると捉えておりますが、事業の推進に当たりましては、学校、家庭、地域そして教育委員会が一体となり、連携を深めながら「明るく かしこく たくましい子ども」の育成に努めていきたいと思っておりますので、より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

I 教育目標・基本計画・指導方針

1 滝沢市学校教育目標

「明るく かしこく たくましい子ども」の育成

- 1 豊かな心をもち、人間としてよりよく生きようとする子ども
- 2 ものごとを深く考え、真理を追究する子ども
- 3 健康や安全に気を配り、たくましい気力・体力をもつ子ども

2 第2次滝沢市総合計画 前期基本計画

「生きる力」を育てる学習指導要領の趣旨を踏まえ、滝沢市学校教育目標「明るく かしこく たくましい子ども」を育成するため、「第2次滝沢市総合計画前期基本計画」の政策「学びにより充実した人生を送ることができるまち」に基づいて施策・事業を推進する。

政策6 学びにより充実した人生を送ることができるまち

前期基本計画期間内の取組

- ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」の推進
- 郷土を愛する児童生徒を育む「滝沢魅力学」の推進
- 児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」の推進
- 「滝沢市部活動ガイドライン」に基づく適切な部活動の推進

1 確かな学力を育む教育の推進

【施策を構成する主な事業】

- 小中教育振興事業（ジョイントアップ・スクール事業）、授業力向上のための学校訪問等事務
- 学力向上・指導力向上事業、実践的指導力向上のための各種研修会開催事務
- ラーニング・サポーター・プロジェクト事業、学校司書設置事業、国際理解推進事業
- 小学校プログラミング教育推進事業

2 豊かな人間性や社会性の育成

【施策を構成する主な事業】

- 総合的な学習の時間推進事業、滝沢市小中学校復興教育支援事業
- 就学指導事業、特別支援教育支援員設置事業、医療的ケアのための看護師配置事業
- 学校教育指導事業、不登校児童生徒解消対策事業
- 中学校における部活動指導員配置事業

3 健康・安全活動の推進

【施策を構成する主な事業】

- 学校保健事業
- 学校医等設置事務
- 学校安全体制整備推進事業

◆滝沢市が目指す教育の実現状況

施策に関する目標指標は次のとおりです。

指 標		基準値 R 5	目標値 R 6
全国学力・ 学習状況調査 児童生徒 質問紙調査	5年生までに受けた授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分で取り組んでいた児童の割合（小学校） 単位%以上	81	81
	1、2年生の時に受けた授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分で取り組んでいた生徒の割合（中学校） 単位%以上	87	87

3 滝沢市学校教育指導方針

【1 確かな学力を育む教育の推進】

1 学習意欲の高揚と基礎・基本の確実な定着を図る学習指導の充実

- (1) ICT機器を活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す。
- (2) 中学校区毎に小中学校が連携し、9年間を見据えた実践的取組を推進する「滝沢市小・中学校ジョイントアップ・スクール事業」により、児童生徒の「生きる力」を育成する。
- (3) 市内にある盛岡大学・岩手県立大学との連携により、大学生を活用した「ラーニング・サポーター・プロジェクト事業」を実施し、児童生徒の学習に係るつまづきの解消や学習意欲の向上を図る。
- (4) 岩手県立大学との連携により、専門的な知識を有する大学生及びNPO法人を市内全小学校に派遣し、学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力及び論理的思考力を育成する。
- (5) 「学校司書設置事業」を実施することで、市内全小学校における読書環境を整え、学習の基盤となる資質・能力である「言語能力」「情報活用能力」の向上を図る。
- (6) 「国際理解推進事業」を実施し、定期的にALTが訪問指導を行うことで、英語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、英語に慣れ親しませながらコミュニケーション能力の素地や基礎を養う。小学校における外国語・外国語活動の実施に伴いALTによる小学校訪問を充実させる。
- (7) 「報われるテスト」の実施や家庭学習と連動した学習活動を実施するとともに、小中連携により「小学校復習プリント」の活用や各校の家庭学習の充実を図る。

2 学力向上を目的とした教員研修の充実

- (1) 市指定研究として、滝沢第二中学校区（滝沢第二小・滝沢東小・滝沢第二中）の公開研究会を開催し、小学校における教科担任制の望ましい在り方や授業におけるICTの効果的な活用等、学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくりについて、小中連携の研究成果を普及する。
- (2) 全国学力・学習状況調査、岩手県学習定着度状況調査、NRT検査等を有効に活用して、学力の定着状況の把握に努め、各教科等の指導・授業改善に生かすとともに、学力向上に向けた校内のCAPDサイクルの構築を図る。
- (3) 児童生徒の一人一台タブレットの効果的な活用に係る教員対象の研修会を実施し、日常的な授業や家庭学習での効果的な活用を図る。

【2 豊かな人間性や社会性の育成】

1 豊かな人間性を育む道德教育の充実

- (1) 学校教育振興協議会と連携し、郷土の魅力を再発見し、郷土愛を育む「滝沢魅力学」の取組を推進する。
- (2) 学校教育活動全体を通じて道德教育の充実に努め、「友達や自分の命を尊重する態度」「思いやりの心」「郷土を愛する心」等、児童生徒の豊かな人間性を育む。また、「道德教育地区公開講座」を実施し、保護者や地域の方々に道德教育の大切さを理解いただきながら、家庭・地域の協力・支援のもとで道德教育を展開する。
- (3) 命を大切にする教育を推進するため、市内全小中学校において毎月11日を「安全・安心・心の日」と位置付け、校長講話や人権作文の発表等の取組を通して、「命の大切さ」や「思いやりの心」などを考える機会とする。

2 児童生徒の居場所づくりと絆づくりによる学級・学年経営の充実

- (1) 学級・学年経営の充実に努め、児童生徒一人一人が、かけがえのない人間として大切にされ、自己肯定感や自己有用感を実感できるようにする。
- (2) 「滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針」のもとに、滝沢市いじめ防止等対策協議会を設置し、いじめ防止について総合的な対策を推進するとともに、いじめの実態把握に向けた定期的なアンケート調査の実施や教育相談による面談の実施、相談窓口の周知等、いじめの早期発見に向けた取組を推進し、学校、家庭、地域、関係機関等との連携を図りながら、児童生徒の自律心や規範意識を高めることにより、いじめや非行等の問題行動の未然防止に努める。
- (3) 児童生徒やその保護者を対象とした情報機器に関する調査を実施し、家庭での情報機器の活用状況やSNSを巡るトラブルの状況を把握し、「SNSトラブル防止リーフレット」を活用した情報モラル指導を行う。

3 体験的な活動を位置付けた総合的な学習の時間の充実

- (1) 総合的な学習の時間等において、国際理解、環境、福祉・健康・食育などの横断的・総合的な課題、

児童生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題や復興教育等の体験的な活動の充実に努める。

- (2) 「滝沢市小中学校復興教育支援事業」により、被災地の訪問や防災教育の充実に努め、3つの教育的価値「いきる」「かかわる」「そなえる」を具体化した教育活動の推進を図る。

4 児童生徒の適正な就学指導の推進と特別支援教育の充実

- (1) 校内教育支援体制の機能の充実と市教育支援委員会との連携に努め、児童生徒の適正な就学指導を推進する。
- (2) 「特別支援教育支援員設置事業」や巡回相談を実施し、発達障がい等の特別な支援を要する児童生徒の生活・学習上の課題の改善・克服に努める。
- (3) 個別の指導計画に基づく指導の充実と特別支援教育担当者等を対象とする研修の充実に努め、特別な支援を要する児童生徒が、障がいに応じた適切な支援・指導を受けられるように努める。
- (4) 「特別支援教育コーディネーター研修会兼幼保小中研修会」を実施し、幼保小中の連携に努めるとともに、架け橋期のカリキュラムをもとに幼児教育との円滑な接続に努める。
- (5) 市内全小学校において、新入学生説明会等の機会に、市内共通のパワーポイントスライドを活用して「保護者理解のための発達障がい説明会」を行い、家庭と連携した支援体制の確立に努める。
- (6) 医療的ケアが必要な児童生徒の在籍する学校に看護師を配置し、関係機関が密接に連携して、ニーズや状況に適した支援体制の充実に努める。

5 不適応児童生徒に対する指導の充実

- (1) 自己存在感と好ましい人間関係に配慮した指導の充実に努め、いじめや友人関係など「児童生徒間の人間関係に起因する不登校」、先生が嫌いなど「教師との人間関係に起因する不登校」、学習内容が分からないなど「授業に起因する不登校」、クラブ・部活動についていけないなど「クラブ・部活動に起因する不適応」を未然に防止する。
- (2) 校内の教育相談体制を確立するとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを活用し、不適応児童生徒が自らの力で主体的に歩み出せるような環境をつくり、社会的自立や学校復帰に向けて支援する。
- (3) 「不登校児童生徒解消対策事業」を実施し、個々のケースに応じて家庭環境や保護者の養育態度の改善を含めた、総合的な適応指導に係る取組を関係機関と連携し組織的に推進する。
- (4) 各校で実施されるケース会議等に指導主事や学校教育専門員を派遣し、小・中学校、関係機関との連携に努め、学校のみでの対応では解決が図れない家庭環境や保護者の養育態度を含む困難な事例に適切に対応する。

6 適応指導教室の運営の充実

- (1) 児童生徒に対する相談・助言及び指導の充実に努め、不登校及び不登校傾向の児童生徒の精神的・社会的自立を促す。
- (2) 児童生徒の保護者に対する相談・助言及び指導の充実に努め、不登校及び不登校傾向の児童生徒の学校復帰に向けた支援を行う。
- (3) 各学校、スクールカウンセラー、適応指導教室指導員、あったかハート支援員等との連携に努め、不登校及び不登校傾向の児童生徒の課題を解消する。

7 部活動指導の充実

- (1) 中学校における部活動指導については、「滝沢市中学校における部活動の在り方に関する方針【部活動ガイドライン】」に則り、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意しながら、休業日や活動時間等、適切な部活動指導を実施する。
- (2) 市内の中・大規模中学校については、指導経験豊富な部活動指導員を適切に配置し、教職員と連携して部活動指導に当たることにより、指導の質的向上と顧問教員の指導時間の軽減を図る。

【3 健康・安全活動の推進】

1 調和のとれた体位・体力の発達促進と健康、安全、給食指導の充実

- (1) 児童生徒の健康診断の実施や学校環境衛生検査等を適切に実施し、児童生徒の健康の保持増進と、安全な学校環境の確保に努める。
- (2) 学校保健安全計画を見直し、緊急時における安全対策の充実・改善に努める。
- (3) 児童生徒の登下校の安全が図られるよう「通学路安全推進会議」を設置し、関係各課と連携して通学路の点検・整備等を実施する。「地域ぐるみの学校安全体制整備事業」により、各校の学校教育振興協議会及び関係機関との連携を図り、スクールガードによる登下校の見守り活動を推進する。
- (4) 栄養教諭と連携して給食指導を充実させるとともに、家庭や地域と連携して児童生徒の体力作りを推進することにより、児童生徒の望ましい食習慣と健全な発育を促進する。

議案第 2 号

令和6年度滝沢市社会教育行政の方針に関し議決を求めることについて

令和6年度滝沢市社会教育行政の方針を定めることについて、社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条と地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条の規定に基づき、議決を求める。

令和6年3月25日提出

滝沢市教育委員会教育長 太田厚子

理由

第2次滝沢市総合計画の教育文化部門計画で掲げる目標「学びにより充実した人生を送ることができるまち」の実現のため、令和6年度滝沢市社会教育行政の方針を定めるものである。これが、この議案を提出する理由である。

令和 6 年度滝沢市社会教育行政の方針

目次

第 1 章 令和 6 年度滝沢市社会教育・スポーツ行政の方針

第 1 節 基本方針 生涯にわたる学びの支援とスポーツの推進	1
第 2 節 基本施策 1 生涯学習・社会教育の推進	2
第 3 節 基本施策 2 スポーツの推進	4

第 2 章 令和 6 年度滝沢市図書館・文化芸術・文化財行政の方針

第 1 節 基本方針 文化に親しみ学ぶ環境の充実と文化芸術の振興	7
第 2 節 基本施策 1 学ぶ環境の充実	8
第 3 節 基本施策 2 文化芸術の振興	11



第1章 令和6年度滝沢市社会教育・スポーツ行政の方針

第1節 基本方針 生涯にわたる学びの支援とスポーツの推進

現代社会は、人口減少社会や超スマート社会、予測困難な時代の到来など社会環境の変化と激変する国際情勢に伴い、地球規模課題や社会課題、地域課題、教育課題の多様化・複雑化・複合化が進展しており、国は、「学び」と「活躍」を通じた「課題解決に挑戦する人づくり」を提唱しています。

滝沢市教育委員会は、「郷土を愛し未来を切り拓く力に満ちた人づくり」を目指し、「誰一人取り残されない」SDGsの視点に立った部局横断的かつ多様な主体（小中学校や高校、大学、地域、関係機関、関係団体、企業など）と連携・協働した社会教育・スポーツ行政を展開する指針として「令和6年度滝沢市社会教育行政の方針と計画」を策定します。

「人づくり」により「地域づくり」が活性化し、「地域づくり」により「人づくり」が促進される「地域が人を育て、人が地域をつくる」循環的な環境づくりを図ります。

「学び」を通じて、個性や多様性を尊重し合い、自分が誰かを支える存在との実感を持ち、充実した生活を過ごせる「やさしさに包まれた滝沢」を描く力を培います。培った力を発揮し、個性や多様性を尊重し、誰かを支え、充実した生活を過ごして「活躍」し、「やさしさに包まれた滝沢」を描き、新たな「学び」を促進する環境づくりを図ります。

第2次滝沢市総合計画前期基本計画教育文化部門計画で掲げる「学びにより充実した人生を送ることができるまち」の実現を目指して、基本方針を「生涯にわたる学びの支援とスポーツの推進」とします。

【令和6年度滝沢市社会教育・スポーツ行政の推進体制】

基本方針	基本施策	施策
生涯にわたる学びの支援とスポーツの推進	1 生涯学習・社会教育の推進	1-1 生涯学習の推進 1-2 社会教育の推進
	2 スポーツの推進	2-1 スポーツによる人づくり 2-2 スポーツ共生社会の実現 2-3 施設活用促進と競技力向上



岩手県中学校新人大会で優勝などに輝いた
ジュニアアスリートたちが表敬訪問

第2節 基本施策1 生涯学習・社会教育の推進

部局横断的かつ多様な主体と連携・協働した生涯学習・社会教育を推進し、「人づくり」により「地域づくり」が活性化し、「地域づくり」により「人づくり」が促進される「地域が人を育て、人が地域をつくる」循環的な環境づくりを図ります。

施策1-1 生涯学習の推進

(1) 学びの支援の充実

「誰一人取り残されない」SDGsの視点に立った部局横断的かつ多様な主体と連携・協働した生涯学習政策を展開する指針として第2次生涯学習推進計画前期基本計画学びプランたきざわを策定します。

広報たきざわやHP、学びガイドの有効活用を通じた学びの支援の充実に努めます。ふれあいまちづくり出前講座で部局横断的な生涯学習の推進を図ります。

【施策を構成する主な事業】

地域学習推進事業

(2) 生涯学習関連施設の充実

生涯学習関連施設の維持修繕や管理運営による利便性や機能充実、インターネットを活用した施設利用状況の公開と利便性の充実に努めます。

【施策を構成する主な事業】

滝沢市多目的研修センター管理運営事業、姥屋敷多目的研修センター管理運営事業

施策1-2 社会教育の推進

(1) 社会教育推進体制の強化

第2次生涯学習推進計画学びプランたきざわ前期基本計画に基づき、社会教育推進体制の強化を図ります。

(2) 地域学校協働活動の展開

子ども、家庭、学校、地域、市行政の5者が連携・協働した教育振興運動と市内全小中学校に「学校の応援団」として設置された学校教育振興協議会が連動したコミュニティ・スクールによる地域学校協働活動を展開します。

(3) リカレント教育の推進

誰もが何歳になっても学びなおし、学んだ成果を活かして職場や地域などでキャリアアップ（役職上昇、資質・信頼向上、活躍分野の拡充）とキャリアチェンジ（新しい業界・職種・分野への転身）の実現を目指したリカレント教育の推進を図ります。

(4) 家庭教育支援の充実

保育園児や小中学生が基本的な生活習慣・生活能力や基本的倫理観、自立心・自制心、社会的マナーなどを培うことができる家庭教育の支援の充実に努めます。

(5) 青少年教育・青少年対策の推進

縦軸つながりを強化した青少年教育による「明るく かしこく たくましい子ども」の育成と「郷土を愛し未来を切り拓く力に満ちた人づくり」を図ります。また、多様な青少年課題が解決できる青少年対策の充実に努めます。

(6) 成人教育の充実

成人教育の充実で、「地域が人を育て、人が地域をつくる」循環的な環境づくりを図ります。

(7) 社会教育関係団体との連携・協働

社会教育関係団体との連携・協働による「地域が人を育て、人が地域をつくる」循環的な環境づくりを図ります。

【施策を構成する主な事業】

地域学習推進事業、リカレント教育推進事業、二十歳のつどい開催事業、地域学校協働活動推進事業



第3節 基本施策2 スポーツの推進

子どもから高齢者まで全ての世代や初心者からアスリートまで全ての皆さんを対象とした6つの視点「する」「みる」「ささえる」「つくる／はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」に基づくスポーツの推進を通じた個性や多様性を尊重し合う共生社会の実現を目指します。

また、県や広域市町、関係機関、関係団体などと連携・協働したエイト・オリンピックズ・プロジェクト（盛岡広域8市町による地元アスリート応援活動）やスポーツツーリズム（スポーツと産業・観光の融合による経済・地域活性化）の推進を目指します。

施策2-1 スポーツによる人づくり

（1）スポーツ参画人口の拡大

関係団体や関係機関、トッププロスポーツチーム、大学運動部などと連携・協働し、スポーツイベントやスポーツ教室、講習会など通じた人づくりを推進します。

（2）滝沢市スポーツ推進委員協議会の支援

市民と市行政を結ぶコーディネーターであるスポーツ推進委員協議会を支援し、主催事業の開催支援、子ども会や自治会などへのスポーツ推進委員派遣を通じたスポーツ・レクリエーションの機会の拡充を図ります。

（3）スポーツ推進リーダーによる地域スポーツの活性化

全自治会に配置されたスポーツ推進リーダーによる地域スポーツの活性化を図ります。

（4）スポーツを通じた健康づくり

「健康教室・栄養教室」【協働団体：自治会などの地域】や「健康ウォーキングマップ」【健康こども部 健康づくり課】などを活用したスポーツを通じた健康づくりを図ります。

（5）公益財団法人滝沢市体育協会との連携・協働

滝沢市体育協会や各種目別協会と連携・協働し、競技スポーツの指導者・審判講習会を通じた指導者資質向上、県内外で開催される研修会・講習会などに関する情報発信を強化します。

（6）コンプライアンス徹底とガバナンス強化

関係法令に基づいた補助金申請書類確認などの指導監督を通じたコンプライアンス徹底に努めます。問題発生 of 未然防止やインテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）を高めたガバナンス強化について指導に努めます。

（7）スポーツツーリズムの推進

県や広域市町、関係機関、関係団体などと連携・協働し、観光情報発信や特産品PR、スポーツツーリズム（スポーツと産業・観光の融合による経済・地域活性化）の推進を目指します。

【施策を構成する主な事業】

地域スポーツ推進事業

施策 2-2 スポーツ共生社会の実現

(1) 60（ロクマル）プラスプロジェクトの推進

児童生徒の実態に合わせて毎日60分以上スポーツに親しみながら運動の習慣化・体力向上を目指した「希望郷いわて 元気・体力アップ60運動」を継承した「60（ロクマル）プラスプロジェクト」を通じた「運動習慣」「食習慣」「生活習慣」の一体的な推進を図ります。

(2) 総合型地域スポーツクラブ「チャグチャグスポーツクラブ」との連携・協働

総合型地域スポーツクラブ「チャグチャグスポーツクラブ」と連携・協働し、青少年スポーツの推進や学校体育と地域スポーツの連携・協働、大人を対象としたスポーツクラブ活動を通じた多世代交流や健康づくりの推進に取り組みます。

(3) 滝沢市スポーツ少年団との連携・協働

滝沢市スポーツ少年団と連携・協働し、青少年スポーツの推進や学校体育と地域スポーツの連携・協働、ジュニアアスリートの育成強化を図ります。

(4) いわてスーパーキッズと新体力テスト

県体育協会や市スポーツ少年団本部、小学校などと連携・協働し、トップアスリート発掘・育成を目指した「いわてスーパーキッズ」参加を推奨。スポーツ庁による新体力テスト（応募資格基準）を実施します。

(5) プロスポーツチームなどとの連携・協働

プロスポーツチームや大学運動部などと連携・協働し、スポーツイベントや教室、講習会などを通じた子どもとトップアスリート交流イベントの情報発信に努め、スポーツの楽しさを体験する機会の充実を図ります。

(6) 障がい者スポーツ支援とユニバーサルスポーツ普及啓発

福祉部地域福祉課やスポーツ推進委員などと連携した障がい者スポーツの支援と器具（ゴールボールやボッチャ）の貸し出しを通じたユニバーサルスポーツの普及啓発を図ります。

(7) スポーツ施設のバリアフリー化

スポーツ施設のバリアフリー化の基準や先進事例の情報収集に努めます。

(8) 高齢者スポーツの推進

睦大学や市老人クラブ連合会、シニア世代を対象としたチャグチャグスポーツクラブなどと連携・協働した高齢者スポーツの推進を図ります。

(9) スポーツを通じた女性活躍の推進

スポーツを通じた女性活躍の推進を図ります。

【施策を構成する主な事業】

地域スポーツ推進事業、滝沢総合公園管理運営事業、公共体育施設管理運営事業

施策２－３ 施設活用促進と競技力向上

（１）計画的な維持管理、修繕、更新

体育施設の計画的な維持管理、修繕、更新を通じた活用促進を図ります。

（２）学校体育施設の開放

市内小中学校や各学校施設開放運営委員会と連携・協働し、市立小中学校の体育施設などを開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場を提供します。

（３）スポーツパル制度の周知

盛岡広域スポーツコミッションと連携・協働し、スポーツパル制度（スポーツ施設の情報共有・ポイント制度・交流イベントなど）の周知を図ります。また、広域スポーツ施設の共有化や適正配置を検討します。

（４）アスリートの育成強化

公益財団法人滝沢市体育協会と連携・協働し、全国大会などへの選手派遣や奨励金交付を通じた競技活動の支援に取り組みます。全国レベルの競技者や団体、指導者などを招きイベントや強化試合、クリニック講習会などを通じたアスリートの育成強化と競技スポーツの裾野の拡大を目指します。

（５）盛岡広域スポーツコミッションと連携・協働

盛岡広域スポーツコミッションと連携・協働し、盛岡広域８市町からオリンピックやパラリンピックで活躍するトップアスリート輩出を目指す「エイト・オリンピックアンズ・プロジェクト」を展開します。

【施策を構成する主な事業】

滝沢総合公園管理運営事業、滝沢市体育施設管理運営事業、地域スポーツ推進事業



第2章 令和6年度滝沢市図書館・文化芸術・文化財行政の方針

第1節 基本方針 文化に親しみ学ぶ環境の充実と文化芸術の振興

現代社会は、人口減少社会や超スマート社会、予測困難な時代の到来など社会環境の変化と激変する国際情勢に伴い、地球規模課題や社会課題、地域課題、教育課題の多様化・複雑化・複合化が進展しており、国は、「学び」と「活躍」を通じた「課題解決に挑戦する人づくり」を提唱しています。

滝沢市教育委員会は、「郷土を愛し未来を切り拓く力に満ちた人づくり」を目指し、「誰一人取り残されない」SDGsの視点に立った部局横断的かつ多様な主体（小中学校や高校、大学、地域、関係機関、関係団体、企業など）と連携・協働した図書館・文化芸術・文化財行政を展開する指針として「令和6年度滝沢市社会教育行政の方針と計画」を策定します。

「人づくり」により「地域づくり」が活性化し、「地域づくり」により「人づくり」が促進される「地域が人を育て、人が地域をつくる」循環的な環境づくりを図ります。

「学び」を通じて、個性や多様性を尊重し合い、自分が誰かを支える存在との実感を持ち、充実した生活を過ごせる「やさしさに包まれた滝沢」を描く力を培います。培った力を発揮し、個性や多様性を尊重し、誰かを支え、充実した生活を過ごして「活躍」し、「やさしさに包まれた滝沢」を描き、新たな「学び」を促進する環境づくりを図ります。

第2次滝沢市総合計画前期基本計画教育文化部門計画で掲げる「学びにより充実した人生を送ることができるまち」の実現を目指して、基本方針を「文化に親しみ学ぶ環境の充実と文化芸術の振興」とします。

【令和6年度滝沢市図書館・文化芸術・文化財行政の推進体制】

基本方針	基本施策	施策
文化に親しみ学ぶ環境の充実と文化芸術の振興	1 学ぶ環境の充実	1-1 湖山図書館の活用促進
	2 文化芸術の振興	2-1 文化芸術による人づくり
		2-2 埋蔵文化財の保存と活用



第2節 基本施策1 学ぶ環境の充実

市民に親しまれる図書館を目指し、全ての世代が生涯にわたって自ら学習できる施設として市民ニーズ把握に努め、地域の実情や時代の変化に即した運営に努めます。

また、安心安全に利用できる環境の維持や滝沢市交流拠点複合施設ビッグルーフ滝沢との情報共有・事業連携などを通じた学ぶ環境の充実を図ります。

施策1-1 湖山図書館の活用促進

(1) 利用者の求める資料を確実に提供できる図書館

- ・生涯学習の基礎となる児童図書の実施

子どもたちの知的好奇心を刺激する資料を中心に提供し、子どもと良書との出会いの促進を図り、生涯を通して、図書館と親しむことができるような環境をつくれます。

- ・リクエストによる蔵書の更新

利用者からのリクエストに広く応え、利用者のニーズに沿った図書資料の更新を図り、利用を促進します。

- ・高齢化社会に対応した資料の実施

高齢者を中心に好評を得ている大活字本のさらなる充実を図ります。

- ・利用状況に応じた図書整備

利用者の要求に応えるため、分類別の利用状況を配慮し図書を購入します。

- ・移動図書館車搭載図書の更新

移動図書館車に搭載している図書資料更新率を向上させ、利用を促進します。

(2) 暮らしの中の疑問が解決できる図書館

- ・調査研究の補助

毎日の暮らしの中で生じてくる疑問や知りたいこと、調べたいことに対し、図書館で司書が本の使い方や調べ方を案内し、調査研究の補助をします。

- ・複写サービスの実施

利用者の調査研究の便宜を図るため、著作権の規定の範囲内において所蔵資料の複写サービスを行います。

(3) 全ての情報・知識への入り口となる図書館

- ・ホームページによる情報発信

ホームページのコンテンツ内容を検討し、より利用者に有益な情報の提供に努めます。

- ・インターネットによる情報提供

インターネットを利用できる環境を整え、広範囲の新鮮な情報の提供に努めます。

- ・移動図書館車運行

図書館サービスの全域的普及をめざし利用の拡大を図ります。

(4) 子どもへのサービスを重視する図書館

- ・図書館と子どもが出会う場の提供

おはなし会やミニシアター、子ども映画会を実施し、子どもの足が図書館へ向く

きっかけづくりに努めます。

- ・総合的学習の時間への対応

調べ学習への補助はもとより、学校との連携を深め、調べ学習に有効な資料の情報提供や図書館の利用方法の紹介に努めます。

(5) 滝沢の歩みを知り、現在を知り、未来を考えていくことのできる図書館

- ・地域資料の収集

滝沢の歴史に関する専門的資料から、小学生にもわかる資料まで、地域に関する資料や情報の収集と提供に努め、郷土理解推進と郷土愛の育成を図ります。

- ・行政資料の提供

滝沢市の行政に関する資料を可能な限り収集し、提供に努めます。

(6) 市民と図書館員とが共に創り育てる図書館

- ・協力者の確保

おはなし会やミニシアターの運営協力者など、多方面での協力を得て図書館運営を行います。

- ・リクエストサービス

利用者からのリクエストに広く応えることにより、利用者のニーズに沿った蔵書の充実を図ります。

(7) 令和6年度滝沢市立湖山図書館資料収集方針

第1 趣旨

この方針は、滝沢市立湖山図書館の図書館資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 図書館資料の収集に関する基本方針

図書館資料は、公共図書館の役割、利用者各層の要求及び社会的な動向を十分把握して、図書館法に示されている教養、調査、研究、趣味及び娯楽等に資する資料を収集する。

第3 収集資料の種類

図書館資料の収集は、次の種類に基づき収集する。

- 1 図書
- 2 逐次刊行物
- 3 官公庁刊行物
- 4 地域資料
- 5 その他

第4 図書館資料種類別の収集方針

- 1 図書

図書は、一般図書及び児童図書に区別した方針で収集する。

- (1) 一般図書は、市民の図書館として、多くの市民に利用される基本的、入門的な資料のほか、必要に応じて専門的資料まで幅広く図書館資料として収集する。ただし、その資料の内容が極めて高度で専門的である資料並びに学習用の参考書及び問題集などの限定的な利用と考えられる資料は、原則として収集しない。

(2) 児童図書は、多くの子どもが読書の楽しさを発見し、継続できるように配慮し、幅広い分野の資料を図書館資料として収集する。また、科学読み物、調べ物及び児童用百科事典類は、子どもたちの社会や環境等の変化に留意しながら新しい資料を図書館資料として収集する。

(3) 一般図書及び児童図書は、上記以外に利用者の求めに応じ、当該資料が広く市民に利用されると想定される資料の内、滝沢市立湖山図書館の図書館資料として一般開架することが適当と考えられる資料を図書館資料として収集する。なお、漫画については、学習や実用を目的とする資料、郷土に関する資料以外は原則として収集しない。

2 逐次刊行物

(1) 新聞は、主要な全国紙及び岩手県内の主要な地方紙で、一般的に広く購読されている新聞を図書館資料として収集する。

(2) 雑誌は、利用者の利用頻度及び傾向並びに資料的価値を考慮して図書館資料として収集する。ただし、これらに該当すると考えられる雑誌において、当該雑誌が漫画を主体として掲載している雑誌、また、個人の趣味や一部の利用者にしか利用されない雑誌については、収集しない。

3 官公庁刊行物

滝沢市によって発行された官公庁刊行物（特に、広報誌及び統計書類等）は、図書館資料として収集する。

また、他の官公庁において発行された刊行物についても、必要に応じて収集する。

4 地域資料

滝沢市及び岩手県に関する各種資料並びに県内出版物及び県人の著作物は、積極的に図書館資料として収集する。

5 その他

その他、社会情勢や図書の環境の変化など、必要性に応じて、その他の資料も図書館資料として収集する。

【施策を構成する主な事業】

図書館管理運営事業、移動図書館車運行事業、視聴覚普及推進事業、読書普及推進事業



湖山図書館の活用促進による学ぶ環境の充実

第3節 基本施策2 文化芸術の振興

文化芸術の振興において重要なパートナーである滝沢市芸術文化協会や滝沢市郷土芸能保存団体協議会などと連携・協働し、伝統文化・芸術の次世代継承を図ります。

また、「滝沢市の歩み」を活用した郷土理解推進事業を展開します。なお、豊かな自然と長い伝統の中で培われ育まれてきた埋蔵文化財の適切な保存と活用を図り、文化財保護意識の啓発を図ります。

施策2-1 文化芸術による人づくり

(1) 芸術祭の開催

市民の文化芸術活動の成果を発表する機会であり、広く市民に芸術鑑賞の機会を提供することにより、文化芸術の振興を図ります。教育委員会と芸術文化協会の主催で、それぞれの部門を開催します。

(2) 郷土芸能まつりの開催

県・市指定無形民俗文化財をはじめとする郷土芸能など日本の伝統文化全般にわたる保護と伝承、後継者の育成を目指し、発表の場や後継者の指導をすることにより、郷土芸能の保護育成を図ります。

(3) 郷土理解推進事業の展開

「滝沢市の歩み」を活用した郷土理解推進事業を実施し、郷土愛を育み、郷土の歴史を未来へと継承ができる人づくりを促進します。

(4) 文化財・天然記念物保護事業の展開

文化財保護や活用に関する教育委員会の諮問を受け、滝沢市文化財調査委員会議を行い、必要な研究調査を実施し、意見具申します。郷土の文化財を学ぶ機会を通じた保護意識の啓発を図ります。また、民具類（民俗文化資料）を市内児童をはじめとした市民が郷土学習資料として幅広く活用できるよう保存管理と活用に努めます。

【施策を構成する主な事業】

芸術祭開催事業、伝統文化支援事業、郷土理解推進事業、文化財・天然記念物保護事業



施策２－２ 埋蔵文化財の保存と活用

（１）開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整

開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整を図るため、有無確認調査、遺跡の内容を確認する試掘調査を実施します。

（２）発掘調査業務の実施

開発工事の実施に伴う遺跡の緊急発掘調査を実施し、その結果に基づく調査報告書を作成し記録保存を図ります。

（３）調査・研究活動の推進

収蔵資料の調査・研究により郷土滝沢の黎明期の解明を推進します。

（４）収蔵資料の管理

発掘調査により出土した遺物や図面、写真等の諸記録を適切に収納し、収蔵資料の適切な保全と管理を実施します。

（５）教育普及活動

埋蔵文化財の調査研究成果を展示公開し、各種の歴史体験講座や考古学関係講座、出前講座などの教育普及事業を実施し、埋蔵文化財に対する啓発啓蒙活動を推進し埋蔵文化財の活用を図ります。

（６）埋蔵文化財関係職員の技術、資質の向上

県内外で開催される発掘技術向上の講習会や各地での発掘調査報告会、現地説明会などへの参加により発掘調査担当職員の発掘技術と資質の向上を図ります。

（７）史跡公園湯舟沢環状列石の保存管理

史跡公園湯舟沢環状列石と埋蔵文化財センターの適切な保存管理を実施します。

【施策を構成する主な事業】

埋蔵文化財センター管理運営事業、埋蔵文化財センター教育普及事業、埋蔵文化財調査事業



埋蔵文化財センターで体験学習

令和6年度滝沢市社会教育行政の方針 【概要：説明資料】



滝沢市子ども会リーダー養成セミナーによる
「明るく かじこく たくましい子ども」の育成

令和6年3月25日

滝沢市教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課

令和6年度滝沢市社会教育・スポーツ行政の推進体制

基本方針	基本施策	施策
生涯にわたる学びの支援とスポーツの推進	1 生涯学習・社会教育の推進	1-1 生涯学習の推進 1-2 社会教育の推進
	2 スポーツの推進	2-1 スポーツによる人づくり 2-2 スポーツ共生社会の実現 2-3 施設活用促進と競技力向上

令和6年度滝沢市図書館・文化芸術・文化財行政の推進体制

基本方針	基本施策	施策
文化に親しみ学ぶ環境の充実と文化芸術の振興	1 学ぶ環境の充実	1-1 湖山図書館の活用促進
	2 文化芸術の振興	2-1 文化芸術による人づくり 2-2 埋蔵文化財の保存と活用



【社会教育・スポーツ行政】 基本施策 1 生涯学習・社会教育の推進

「部局横断的かつ多様な主体と連携・協働した生涯学習・社会教育を推進し、「人づくり」により「地域づくり」が活性化し、「地域づくり」により「人づくり」が促進される「地域が人を育て、人が地域をつくる」循環的な環境づくりを図ります。

施策1－1 生涯学習の推進

- 学びの支援の充実
第2次学びプランたきざわ策定、広報たきざわ・HP・学びガイドによる情報共有、まちづくり出前講座の充実
- 生涯学習関連施設の充実
施設の維持修繕や管理運営による利便性や機能充実

施策1－2 社会教育の推進

- 社会教育推進体制の強化
第2次学びプランたきざわに基づいた推進体制の強化
- 地域学校協働活動の展開
教育振興運動と学校教育振興協議会が連動したコミュニティ・スクールによる地域学校協働活動の展開
- リカレント教育の推進
(仮称)学び&いきいきセミナーwith盛岡大学・盛岡大学短期大学部、(仮称)ビッグルーフ滝沢キャンパス
- 家庭教育支援の充実
幼児家庭教育講座や小中学校家庭教育学級
- 青少年教育と青少年対策の推進
子ども会リーダー養成研修やジュニアリーダーズセミナー、放課後子ども教室
- 成人教育の充実
新成人のつどいや子ども会育成会指導者研修会、女性研修会
- 社会教育関係団体との連携・協働
教育振興運動推進協議会や学校教育振興協議会、青少年育成市民会議、子ども会育成連合会、地域婦人協議会、PTA連絡協議会、ユネスコ協会、国際交流協会

【社会教育・スポーツ行政】 基本施策2 スポーツの推進

6つの視点「する」「みる」「ささえる」「つくる／はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」に基づくスポーツの推進を通じた個性や多様性を尊重し合う共生社会の実現を目指します。

施策2-1 スポーツによる人づくり

- スポーツイベント(スポーツフェスティバル、市民体育祭)を通じたスポーツ参画人口の拡大
- 滝沢市スポーツ推進委員協議会主催事業の開催支援や子ども会、自治会などへの指導者派遣
- スポーツを通じた健康づくり(健康教室・栄養教室や健康ウォーキングマップなど)
- 県や広域市町、関係機関・団体などと連携・協働したスポーツツーリズムの推進

施策2-2 スポーツ共生社会の実現

- 「60(ロクマル)プラスプロジェクト」を通じた「運動習慣」「食習慣」「生活習慣」の一体的な推進
- 総合型地域スポーツクラブ「チャグチャグスポーツクラブ」と連携・協働した青少年スポーツの推進や学校体育と地域スポーツの連携・協働、大人を対象としたスポーツクラブ活動を通じた多世代交流や健康づくり
- 滝沢市スポーツ少年団と連携・協働した青少年スポーツや学校体育と地域スポーツの連携・協働、ジュニアアスリート育成強化の推進
- プロスポーツチームや大学運動部などとの連携、協働によるトップアスリート交流イベント
- 障がい者スポーツ支援とユニバーサルスポーツ普及啓発
- 高齢者スポーツやスポーツを通じた女性活躍の推進

施策2-3 施設活用促進と競技力向上

- 体育施設の計画的な維持管理・修繕・更新と学校体育施設の開放
- 市体育協会と連携、協働したイベントや強化試合、クリニック講習会などによるアスリート育成強化
- 盛岡スポーツコミッションと連携、協働したトップアスリート輩出を目指したエイトオリンピックズプロジェクト

【図書館行政】 基本施策1 学ぶ環境の充実

市民に親しまれる図書館を目指し、全ての世代が生涯にわたって自ら学習できる施設として市民ニーズ把握に努め、地域の実情や時代の変化に即した運営に努めます。

施策1－1 湖山図書館の活用促進

- 利用者の求める資料を確実に提供できる図書館
展示コーナーやティーンズコーナーを通じた児童図書の充実や蔵書更新、移動図書館車搭載図書の更新
- 暮らしの中の疑問が解決できる図書館
調査研究の補助や複写サービスの実施
- 全ての情報、知識への入り口となる図書館
HPによる情報発信や移動図書館車運行
- 子どもへのサービスを重視する図書館
図書館と子どもが出会う場の提供(おはなし会やミニシアター、子ども映画会)、総合的学習の時間への対応
- 滝沢の歩みを知り、現在を知り、未来を考えていくことのできる図書館
地域資料の収集と行政資料の提供を通じた郷土理解推進と郷土愛の育成
- 市民と図書館員とが共に創り育てる図書館
多方面に渡る運営協力者(おはなし会やミニシアターなど)から協力を得ての図書館運営
リクエストサービスによる利用者ニーズに沿った蔵書の充実
- 令和6年度滝沢市立湖山図書館資料収集方針の策定と確実な展開



【文化芸術・文化財行政】 基本施策2 文化芸術の振興

文化芸術の振興において重要なパートナーである滝沢市芸術文化協会や滝沢市郷土芸能保存団体協議会などと連携・協働し、伝統文化・芸術の次世代継承を図ります。

施策2-1 文化芸術による人づくり

- 芸術祭の開催
教委と芸術文化協会の主催で舞台部門(演劇、舞踊・芸能、音楽・ダンス)、展示部門の開催
- 郷土芸能まつりの開催
日本の伝統文化全般にわたる保護と伝承、後継者育成を目指した発表の場づくり
市指定無形民俗文化財の愛護意識の啓発と理解促進
- 郷土理解推進事業の展開
「滝沢市の歩み」を活用した郷土理解推進事業による「郷土愛を育み、郷土の歴史を未来へと継承ができる人づくり」の促進
- 文化財や天然記念物保護事業の展開
文化財調査委員会による文化財保護や活用に関する必要な研究調査の実施
郷土の文化財を学ぶ機会を通じた保護意識の啓発
民具類(民俗文化資料)の郷土学習資料活用に向けた解説表示や保存管理活用の促進
指定文化財の愛護意識の啓発と理解促進

施策2-2 埋蔵文化財の保存と活用

- 開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整
- 発掘調査業務の実施
- 調査、研究活動の推進
- 収蔵資料の管理
- 教育普及活動
- 埋蔵文化財関係職員の技術、資質の向上
- 史跡公園湯舟沢環状列石の活用

議案第 3 号

令和 6 年度滝沢市立学校給食センター運営方針に関し議決を求めることについて

令和 6 年度滝沢市立学校給食センター運営方針を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条の規定に基づき、議決を求める。

令和 6 年 3 月 25 日提出

滝沢市教育委員会教育長 太 田 厚 子

理由

第 2 次滝沢市総合計画の教育文化部門計画で掲げる施策「望ましい食習慣を育む学校給食の充実」の実現のため、令和 6 年度滝沢市立学校給食センター運営方針を定めるものである。これが、この議案を提出する理由である。

【滝沢市学校教育目標】

「明るく かしく たくましい子ども」の育成

滝沢市学校教育目標の実現を目指し、第2次滝沢市総合計画前期基本計画の教育委員会部門の政策目標に基づいて、5つの施策を設定しています。

教育委員会部門の政策目標と、学校給食センターの施策は、次のとおりです。

【第2次滝沢市総合計画 前期基本計画 教育委員会部門計画】

◇ 政策目標 6

学びにより充実した人生を送ることができるまち

◇ 施策 6-5

望ましい食習慣を育む学校給食の充実

また、学校給食や「食に関する指導」の実施に関して必要な事項を定め、学校給食の普及充実と食育の推進を図ることを目的に学校給食法が制定されており、その中で、7つの学校給食の目標が定められています。

【学校給食の目標】 学校給食法 第2条

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

学校給食センターでは、これらの目標に基づいて『学校給食センター運営の基本目標』と、4つの「運営目標」を定め、それらを実現するため6つの具体的な実践計画を設定しています。

【滝沢市立学校給食センター 運営の基本目標】

学校教育の一環としての、学校給食の安全と充実及び食育の推進を図る。

【滝沢市立学校給食センター 運営目標】

- 1 成長期の児童生徒に栄養のバランスのとれた給食を提供する。
- 2 日常における望ましい食習慣を養うため、児童生徒に食に関する指導を行う。
- 3 郷土滝沢、岩手で生産される農水産物の活用に努める。
- 4 安全で適正な価格の食材料確保に努める。

【滝沢市立学校給食センター 具体的実践計画】

- 1 会議の開催
- 2 学校給食の提供
- 3 食育の推進
- 4 地産地消の推進
- 5 学校給食事業の情報発信
- 6 給食費の収納率向上

上記の実践計画のうち、令和6年度に実施する主な取組は、次のとおりです。

- ◇ 調理環境の向上により、安定した運営と安全安心で栄養バランスのとれた学校給食を提供します。
- ◇ 市内小中学校で実施している「食に関する指導」の継続実施に努めます。
- ◇ 滝沢市学校給食食材生産供給組合等と情報交換を密にし、地場農産物の活用に努めます。

議案第 4 号

滝沢市文化財調査委員の任命に関し議決を求めることについて

滝沢市文化財調査委員設置条例第4条の規定に基づき、次のとおり滝沢市文化財調査委員の任命を行うことについて、議決を求める。

1 任命（令和6年4月1日付）

氏名	年齢	主たる経歴・任命履歴	専門
光井 文行	74	滝沢第二小学校長 再任、7期目 ※平成24年4月1日より任命	考古
上白石 実	59	盛岡大学文学部教授 再任、4期目 ※平成30年4月1日より任命	歴史
渡辺 修二	48	岩手県立博物館主任専門学芸員 再任、3期目 ※令和2年4月1日より任命	動物

（任命期間：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）

令和6年3月25日提出

滝沢市教育委員会教育長 太 田 厚 子

理由

文化財調査委員である光井文行氏、上白石実氏、渡辺修二氏が令和6年3月31日をもって任期満了となるため、同人を選任しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 5 号

滝沢市立小中学校管理運営規則の一部を改正することについて

滝沢市立小中学校管理運営規則の一部を改正することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年滝沢村教育委員会規則第1号）第2条第2号の規定により、議決を求める。

滝沢市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則
（別紙）

令和6年3月25日提出

滝沢市教育委員会教育長 太田 厚子

理由

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に規定される学校に置かれる担当者のうち、平成20年4月より学校教育法（昭和22年法律第26号）において設置された「指導教諭」及び平成28年4月より岩手県において設置された「指導養護教諭」を充てることができる職を規定するため、滝沢市立小中学校管理運営規則（昭和39年教育委員会規則第1号）の一部を改正するものである。これが、この規則案を提出する理由である。

滝沢市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則

滝沢市立小中学校管理運営規則（昭和 39 年滝沢村教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 1 項中「、司書教諭及び分校主任は当該学校の」を「及び司書教諭は当該学校の指導教諭又は」に、「教諭又は養護教諭」を「指導教諭、教諭、指導養護教諭又は養護教諭」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

滝沢市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 後
(教務主任等の発令) 第 2 7 条 教務主任、学年主任、研究主任、生徒指導主事、進路指導主事、<u>司書教諭及び分校主任は当該学校の 教諭の中から、保健主事は当該学校の教諭又は養護教諭</u>の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。 2 略	(教務主任等の発令) 第 2 7 条 教務主任、学年主任、研究主任、生徒指導主事、進路指導主事<u>及び司書教諭</u>は当該学校の指導教諭又は教諭の中から、保健主事は当該学校の指導教諭、教諭、指導養護教諭又は養護教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。 2 略

議案第 6 号

滝沢市教育委員会行政組織規則の一部を改正することについて

滝沢市教育委員会行政組織規則の一部を改正することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 18 年滝沢村教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 2 号の規定により、議決を求める。

滝沢市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
（別紙）

令和 6 年 3 月 25 日提出

滝沢市教育委員会教育長 太 田 厚 子

理由

滝沢市就学指導委員会設置条例（平成 10 年滝沢村条例第 1 号）の一部改正に伴い、委員会の名称が滝沢市教育支援委員会と改称することから、滝沢市教育委員会行政組織規則（平成 18 年滝沢村教育委員会訓令第 8 号）の一部を改正するものである。これが、この規則案を提出する理由である。

滝沢市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

滝沢市教育委員会行政組織規則（平成 18 年滝沢村教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 条例により設置するものの項名称の欄及び同項所掌事項の欄中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

滝沢市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行				改 正 後			
別表第 2（第 1 3 条関係）				別表第 2（第 1 3 条関係）			
区分	名称	所掌事項	主管課等	区分	名称	所掌事項	主管課等
条例により設置するもの	滝沢市 <u>就学指導委員会</u>	滝沢市 <u>就学指導委員会設置条例</u> （平成 1 0 年滝沢村条例第 1 号）第 2 条に定める障害児の調査及び就学指導並びに就学を指導すべき障害の程度の判断に関すること。	学校教育指導課	条例により設置するもの	滝沢市 <u>教育支援委員会</u>	滝沢市 <u>教育支援委員会設置条例</u> （平成 1 0 年滝沢村条例第 1 号）第 2 条に定める障害児の調査及び就学指導並びに就学を指導すべき障害の程度の判断に関すること。	学校教育指導課
	滝沢市いじめ防止等対策協議会	滝沢市いじめ防止等対策協議会設置条例（平成 2 7 年滝沢市条例第 3 号）第 2 条に定めるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関すること、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関すること。	学校教育指導課		滝沢市いじめ防止等対策協議会	滝沢市いじめ防止等対策協議会設置条例（平成 2 7 年滝沢市条例第 3 号）第 2 条に定めるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関すること、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関すること。	学校教育指導課
	滝沢市社会教育委員	滝沢市社会教育委員の設置に関する条例（昭和 3 2 年滝沢村条例第 4 6 号）に定める社会教育に関する立案、調査研究等に関すること。	生涯学習スポーツ課		滝沢市社会教育委員	滝沢市社会教育委員の設置に関する条例（昭和 3 2 年滝沢村条例第 4 6 号）に定める社会教育に関する立案、調査研究等に関すること。	生涯学習スポーツ課
	滝沢市文化財調査委員	滝沢市文化財調査委員設置条例（昭和 4 1 年滝沢村条例第 1 0 号）に定める文化財の保存及び活用に関する意	文化振興課		滝沢市文化財調査委員	滝沢市文化財調査委員設置条例（昭和 4 1 年滝沢村条例第 1 0 号）に定める文化財の保存及び活用に関する意	文化振興課

現 行				改 正 後			
		見 具 申、調 査 及 び 研 究 に 関 す る こ と。			見 具 申、調 査 及 び 研 究 に 関 す る こ と。		
	滝 沢 市 ス ポ ー ツ 推 進 審 議 会	滝 沢 市 ス ポ ー ツ 推 進 審 議 会 設 置 条 例（平 成 1 0 年 滝 沢 村 条 例 第 2 号）に 定 め る ス ポ ー ツ の 推 進 に 関 す る 重 要 事 項 の 調 査 及 び 審 議 に 関 す る こ と。	生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 課		滝 沢 市 ス ポ ー ツ 推 進 審 議 会 設 置 条 例（平 成 1 0 年 滝 沢 村 条 例 第 2 号）に 定 め る ス ポ ー ツ の 推 進 に 関 す る 重 要 事 項 の 調 査 及 び 審 議 に 関 す る こ と。	生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 課	
	滝 沢 市 立 学 校 給 食 セ ン タ ー 運 営 委 員 会	滝 沢 市 立 学 校 給 食 セ ン タ ー 設 置 条 例 第 5 条 に 定 め る 運 営 に 関 す る 重 要 な 事 項 に つ い て の 審 議 及 び 助 言 に 関 す る こ と。	滝 沢 市 立 学 校 給 食 セ ン タ ー		滝 沢 市 立 学 校 給 食 セ ン タ ー 設 置 条 例 第 5 条 に 定 め る 運 営 に 関 す る 重 要 な 事 項 に つ い て の 審 議 及 び 助 言 に 関 す る こ と。	滝 沢 市 立 学 校 給 食 セ ン タ ー	

議案第 7 号

滝沢市教育委員会代決専決規程の一部を改正することについて

滝沢市教育委員会代決専決規程の一部を改正することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年滝沢村教育委員会規則第1号）第2条第2号の規定により、議決を求める。

滝沢市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令
（別紙）

令和6年3月25日提出

滝沢市教育委員会教育長 太 田 厚 子

理由

滝沢市就学指導委員会設置条例（平成10年滝沢村条例第1号）の一部改正に伴い、委員会の名称が滝沢市教育支援委員会と改称することから、滝沢市教育委員会代決専決規程（平成18年滝沢村教育委員会訓令第12号）の一部を改正するものである。これが、この訓令案を提出する理由である。

滝沢市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

滝沢市教育委員会代決専決規程（平成１８年滝沢村教育委員会訓令第１２号）の一部を次のように改正する。

第１１条第３号中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。

附 則

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

滝沢市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令新旧対照表

現 行	改 正 後
(学校教育指導課長の専決事項) 第 1 1 条 教育委員会が所管する事務について、学校教育指導課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1) ・ (2) 略 (3) 滝沢市<u>就学指導委員会</u>の運営に関すること。 (4) ～ (1 1) 略	(学校教育指導課長の専決事項) 第 1 1 条 教育委員会が所管する事務について、学校教育指導課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1) ・ (2) 略 (3) 滝沢市<u>教育支援委員会</u>の運営に関すること。 (4) ～ (1 1) 略

議案第 8 号

教育財産の用途廃止に関し議決を求めることについて

次のとおり教育財産の用途廃止をすることについて、議決を求める。

用途廃止をする教育財産及びその数量等

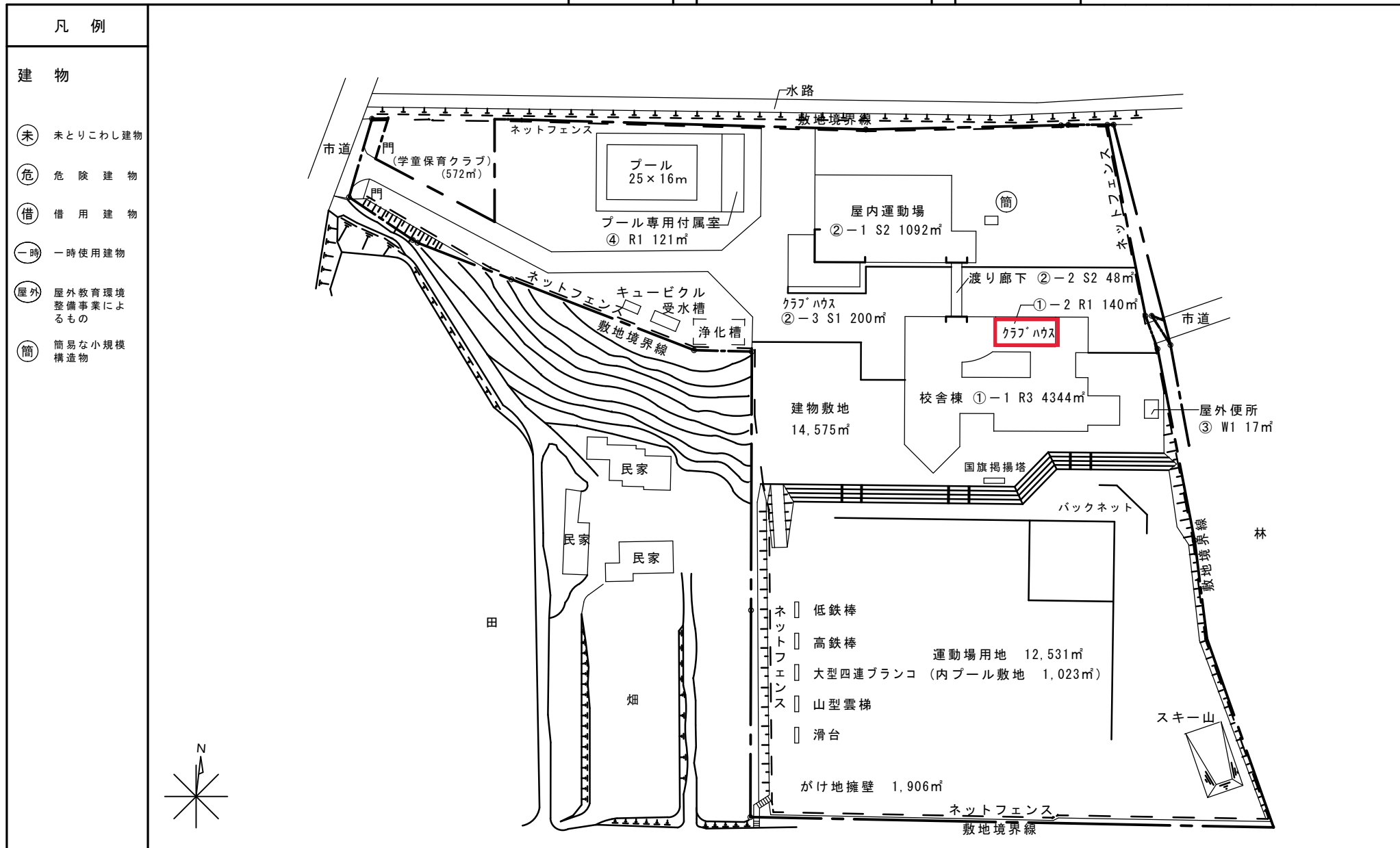
細目	数量	構造	所在地	用途廃止の時期
建物	1 4 0 m ²	R C 造	滝沢市立滝沢東小学校 滝沢市狼久保 7 9 5 番地 1 の一部	令和 6 年 3 月 3 1 日

令和 6 年 3 月 2 5 日提出

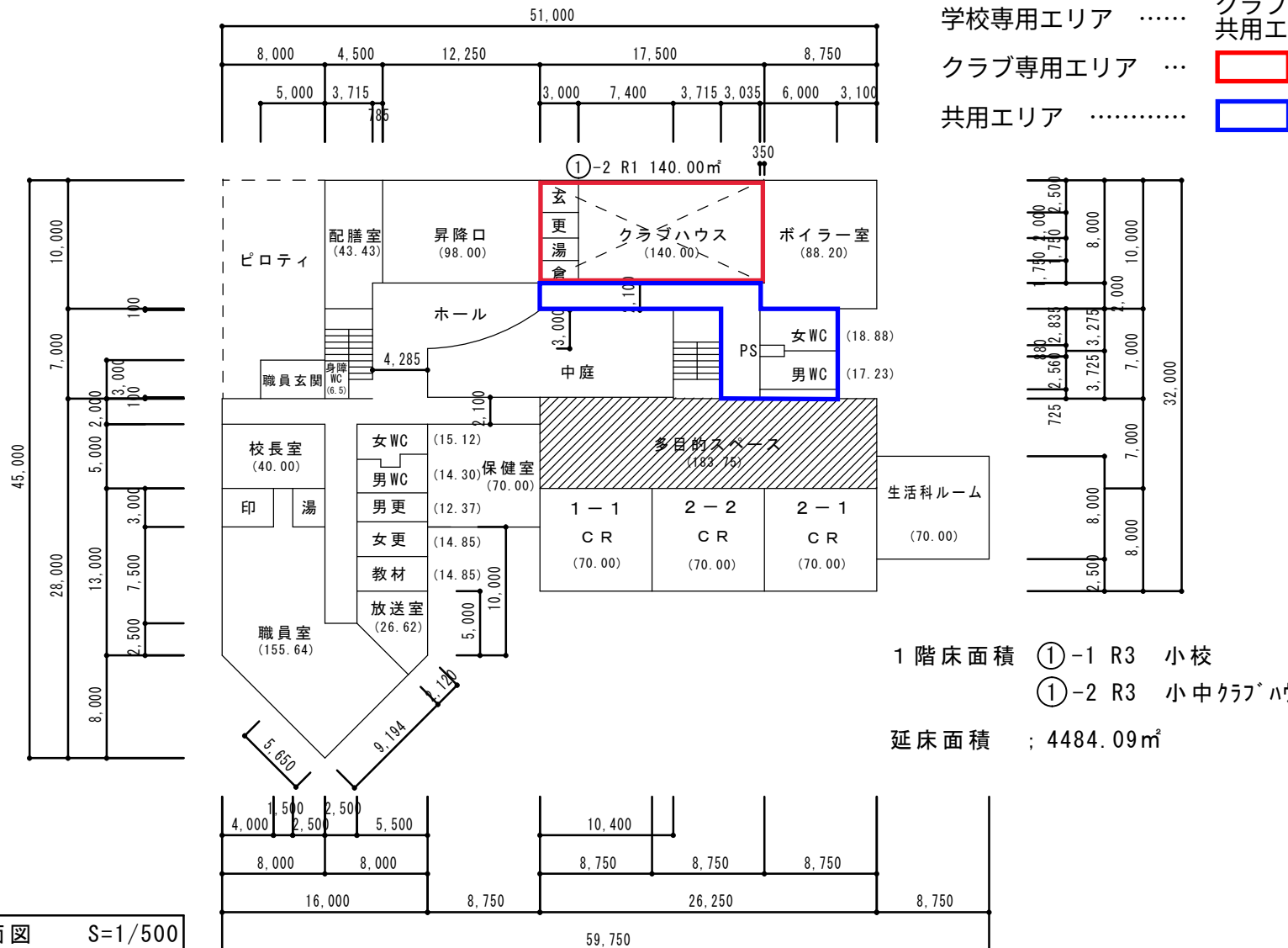
滝沢市教育委員会教育長 太 田 厚 子

理由

川前学童保育クラブが滝沢東小学校における校舎内のクラブハウスに移転することに伴い、建物の一部の用途を廃止するものである。これが、この議案を提出する理由である。



平面図	縮尺	0 1/500 5 10 15 20m	施設名	滝沢東小学校
-----	----	---------------------	-----	--------



1 F 平面図 S=1/500